

令和4年度八戸市保育士資格取得支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八戸市保育士資格取得支援事業実施要綱（令和4年2月15日実施。以下「実施要綱」という。）に基づき、別表に定める対象施設等に対し、保育士資格取得に要する経費について、令和4年度予算の範囲内において、八戸市保育士資格取得支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、実施要綱第4条第2項の規定による通知を受けた者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、別表事業の種類のカテゴリの区分に応じ、同表補助対象経費のカテゴリに定めるとおりとする。

2 補助金の額は、別表事業の種類のカテゴリの区分に応じ、同表補助対象経費のカテゴリに定める実支出額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して小さい方の額に、同表補助率のカテゴリに掲げる割合を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）の合計額とし、それぞれ同表上限額のカテゴリに掲げる額を限度とする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、八戸市保育士資格取得支援事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）のとおりとする。

2 規則第3条の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 所要額内訳表（別記第2号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 規則第5条の規定による通知は、八戸市保育士資格取得支援事業費補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第4条第2項の規定により付される条件となるものとする。

- (1) 実施要綱第2条の表に規定する受講者が対象施設等での勤務をできなくなった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (2) 実施要綱第2条の表に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）の受講に要した経費の収支、その他対象施設等での勤務及び代替職員雇上に関する帳簿、証拠書類等を当該補助金の交

付に係る事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間備えておくこと。

- (3) 前号の帳簿、証拠書類等を検査する場合又は養成施設の受講及び対象施設等での勤務状況、代替職員雇上等について報告を命じた場合においてこれに応ずること。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、八戸市保育士資格取得支援事業費補助金実績報告書（別記第4号様式）のとおりとする。

2 規則第12条の規定により前項の報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 精算額内訳表（別記第5号様式）
- (2) 事業完了報告書（別記第6号様式）
- (3) 当該補助金に係る収支決算（見込）書抄本
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 規則第13条の規定による通知は、八戸市保育士資格取得支援事業費補助金確定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(交付の時期等)

第9条 補助金は、規則第13条の規定によりその額が確定した後、前条の規定による通知を受けた者からの請求に基づき交付する。

2 前項の請求は、八戸市保育士資格取得支援事業費補助金請求書（別記第8号様式）により行わなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年1月24日から実施し、令和4年4月1日から適用する。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率	上限額	対象施設等
(1) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	対象施設等の欄に掲げる施設が雇用している幼稚園教諭免許状を有する者であって保育士資格を有していない者が「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「平成15年通知」という。）別表の②及び③による制度により保育士資格を取得するために要した養成施設の受講に係る入学料及び受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。以下同じ。）並びにこれらに係る消費税	1 / 2	受講者1人につき100千円	八戸市内に所在する以下の施設 ア 幼保連携型認定こども園 イ 幼保連携型認定こども園への移行を予定している保育所、幼稚園又は認定こども園
	対象施設等の欄に掲げる施設が雇用している保育士資格を有する保育従事者が幼稚園教諭免許状を取得するために要した大学その他の機関の受講による保育士の代替に伴う雇上費	10 / 10	1日あたり7,220円に雇上日数（20日を上限とする）を乗じた額	
(2) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業	対象施設等の欄に掲げる者が平成15年通知別表の②及び③による制度により保育士資格を取得するために要した養成施設の受講に係る入学料及び受講料並びにこれらに係る消費税	1 / 2	受講者1人につき100千円	八戸市内に住所を有し幼稚園教諭免許状を有し保育士資格を有していない者
(3) 保育所等保育士資格取得支援事業	対象施設等の欄に掲げる施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した養成施設の受講に係る入学料及び受講料並びにこれらに係る消費税	1 / 2	① 養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する者：受講者1人につき300千円	八戸市内に所在する以下の施設 ア 保育所 イ 幼保連携型認定こども園 ウ 幼稚園型又は幼保連携型認定こども園への移行を予定している幼稚園 エ 乳児院 オ 児童養護施設
			② 保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者 ・ 平成15年通知別表の②及び③による制度を活用する者：受講者1人につき100千円 ・ 平成15年通知別表の①による制度を活用する者：受講者1人につき200千円	

事業の種類	補助対象経費	補助率	上限額	対象施設等
(4) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業	対象施設等の欄に掲げる施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した、養成施設の受講に係る入学料及び受講料並びにこれらに係る消費税	1/2	① 養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する者：受講者1人につき300千円	八戸市内に所在する以下の施設 認可外保育施設
			② 保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者 ・ 平成15年通知別表の②及び③による制度を活用する者：受講者1人につき100千円 ・ 平成15年通知別表の①による制度を活用する者：受講者1人につき200千円	
	当該受講による保育従事者の代替に伴う雇上費	10/10	1日あたり7,220円に雇上日数(20日を上限とする)を乗じた額	